

## 労働基準関係法令違反に係る公表事案

宮崎労働局

最終更新日：令和6年10月9日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
(有) 吉野建設	宮崎県西臼杵郡 日之影町	R5.10.2	労働安全衛生法第14条 労働安全衛生法施行令第6条 労働安全衛生規則第360条	地山の掘削作業主任者に職務を行わせなかったもの	R5.10.2送検
(株) 丸啓林業開発	宮崎県日向市	R6.1.5	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の103	木材グラップル機を主たる用途以外の用途で使用させたもの	R6.1.5送検
東和建設工業(株)	宮崎県都城市	R6.1.18	労働安全衛生法第100条 労働安全衛生法第120条 労働安全衛生規則第97条	4日以上休業を要する労働災害について、虚偽の内容を記載した労働者死傷病報告を提出したもの	R6.1.18送検
(有) 廣建設	宮崎県宮崎市	R6.4.5	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第481条	伐倒木作業に当たり、立木の高さの2倍に相当する距離を半径とする円形の内側に労働者を立ち入らせたもの	R6.4.5送検
久嶋林業(合)	宮崎県日南市	R6.5.2	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第151条の92	車両系木材伐出機械を用いて、傾斜地の作業路開設作業を行わせるにあたり、誘導者を配置していなかったもの	R6.5.2送検
(有) 長友種鶏場	宮崎県日向市	R6.5.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第157条	車両系建設機械(トラクター・ショベル)を用いて、作業道の路肩で作業を行わせるにあたり、誘導者を配置していなかったもの	R6.5.9送検
(一社) Mテクノ	長崎県佐世保市	R6.8.8	労働基準法第24条	労働者1名に、1か月間の定期賃金約26万円を支払わなかったもの	R6.8.8送検
(株) 江島	宮崎県宮崎市	R6.8.8	最低賃金法第4条	労働者4名に、4か月間の定期賃金約125万円を支払わなかったもの	R6.8.8送検
太陽工業コンクリート(株)	宮崎県日向市	R6.9.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第523条の2	ホッパーの内部で、墜落防止措置を講ずることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.9.2送検

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
木倉運輸（株）	宮崎県日向市	R6.9.2	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第524条	スレートでふかれた屋根の上で、踏み抜き防止措置を講ずることなく労働者に作業を行わせたもの	R6.9.2送検
（株）黒木木材	宮崎県東諸県郡 国富町	R6.10.8	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第479条	伐木の作業に当たり、伐倒について一定の合図を定めていなかったもの	R6.10.8送検